



高森警察署からのお知らせ

☎0967-62-0110
通報・相談110

外国人の不法就労、不法滞在防止にご協力を！

不法就労とは次の3つの場合をいいます。

- ① 不法滞在者(在留期限の切れた人や密入国者)が働く場合
- ② 出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働く場合
・観光等の短期滞在目的で入国した人や留学生が許可を受けずに働く
- ③ 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース
・料理人や語学学校教師として働くことを認められた人が工場で作業員として働く
・留学生が許可された時間数を超えて働く

事業主も処罰の対象となります。

働くことが認められていない外国人を雇用したり、不法就労をあっせんした人も処罰の対象となります。

外国人を雇用する際には必ず在留カードを確認してください!!

皆様へのお願い

現在は新型コロナウイルス感染症による入国制限がなくなったことで多数の外国人が訪日し、それに伴い不法残留や不法就労等が増加することが懸念されます。

- 不法滞在者を雇用している企業や店舗がある
- 在留カード等の身分証を見せようとししない外国人がいる

- 近所付き合いや挨拶を全くしない外国人がアパートで集団生活をしている
- などの情報があれば、最寄りの警察署または110番への通報をお願いします。

「ダメ。ゼッタイ。」～薬物乱用を防止しよう！

相談は早めに遠慮なく!!

覚醒剤や大麻など、薬物に関する相談及び情報提供は、匿名通報ダイヤル <http://www.tokumei24.jp> 警察本部の「違法薬物相談電話」 ☎096-384-4444 または最寄りの警察署、交番、駐在所に遠慮なく御連絡ください。秘密は厳守します。

SNSの情報に気をつけて

全国的にSNS上で、大麻を表す「野菜」や手渡しを表す「手押し」などの隠語を用いて大麻の密売が急増しており、県内でもSNSを利用した密売グループが摘発されています。そのような投稿を見つけても誘いに乗らないようにしましょう。

「一度くらいなら」という軽い気持ちで、身体に重大な障害をまねくおそれがありますので、違法薬物の危険性(有害性、依存性など)について正しい情報を知り、自分の身を守りましょう。

消防南部分署



なんでも南部分署

☎0967-62-9034 火災・救急119

6月1日から1週間は九州一斉住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン期間です。

この機会にご自宅の火災警報器や消火器の点検を実施しましょう！

★住宅用火災警報器を点検しましょう！

電池切れや電子部品の劣化により火災を感知しなくなることがあります。

10年を目安に交換しましょう。

【点検方法】

- ボタンを押す、または引き紐を引くことで警報音が正常になるか確認しましょう。
- 定期的に点検を行い、電池切れや故障の可能性がある場合は、電池の交換や本体の確認を行いましょう。
- 熱感知部や煙感知部にホコリが付着していないか確認し、必要に応じて掃除を行いましょう。
- 点検は年に一回以上を目安に行うことを推奨します。



★期限切れの消火器に要注意!!

住宅用消火器の使用期限は約5年です。使用期限の過ぎた消火器は、事故の危険があるため速やかに更新しましょう。次のような消火器は廃棄・更新をお勧めします。

- 錆があり、腐食している消火器
- 容器に大きな傷があり変形がある消火器
- 外観に異常がみられる消火器



★消火器の使用方法について

- 1.黄色の安全ピンを上引き抜きます。
 - 2.ホースを外し、ホースの先端を持ち火元に向けます。
 - 3.レバーを強く握って放射します。
- ※放射時間は、約15秒程度ありますので落ち着いて消火しましょう。
- ※放射距離は、約5mです。適度な距離を保ち使用しましょう。

★消火器の処分方法について

消火器は、一般ゴミとして回収しません。消火器の処分は、日本消火器工業会が行っています。詳しくは、消火器リサイクル推進センターのホームページをご確認ください。